

茨城県報

第6677号

昭和53年10月26日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

条 例

●茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例(教職員第2課)	1
--------------------------------------	---

告 示

●字区域の変更(地方課)	2
●農地法に基づく土地配分計画(農地管理課)	2
●茨城県土地改良区再建整備対策要綱等の廃止(")	3
●新規土地改良事業の認可(3件)(")	3
●新規土地改良事業の審査(2件)(")	4
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	4
●道路の供用開始(3件)(")	6
●道路の供用廃止(")	7
●事業計画の変更認可(都市計画課)	7

(公安委員会)

●緊急自動車の指定	8
-----------------	---

公 告

●土地立ち入り測量(2件)(用地課)	9
●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)	9
●開発行為の工事完了(建築指導課)	10
●建築許可に関する聴聞(3件)(")	10
●道路位置の指定(")	11

条 例

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県条例第34号

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例(昭和39年茨城県条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

茨城県立水戸農業高等学校

那珂郡那珂町大字西木倉

を

茨城県立水戸農業高等学校

那珂郡那珂町大字東木倉

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により日立市長から次のとおり字の区域及び名称を変更する旨の届出があつた。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

宮田町字天神森 3517の1, 3518の1, 3526の2, 3526の3, 3527, 3528, 3529の1, 3529の2, 3530, 3530の1, 3530の2, 3531の1

〃 字顔ヶ作 3564の2, 3564の3, 3564の5, 3565, 3566の1から3566の3まで, 3569の1から3569の3まで, 3570の1から3570の3まで, 3571の1から3571の3まで, 3572, 3573の1, 3573の2, 3574の1, 3574の2, 3575の1, 3575の2, 3576から3580まで

助川町字腰ノ塚 2798の8

〃 字川崎 2805の4

及びこれに伴う国有地の道路の全部を宮田町字カノバに変更する。

茨城県告示第1252号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づいて土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地区名	所在地	入 植 者		増 反 者		備 考
		予定売渡 口 数	予定売渡 面 積	予定売渡 口 数	予定売渡 面 積	
大 戸	東茨城郡茨城町	—	—	1 口	942㎡	

茨城県告示第1253号

次に掲げる規程、要綱及び要項は、廃止する。

- (1) 土地改良区再建整備対策要綱 (昭和36年茨城県告示第747号)
- (2) 土地改良区振興対策協議会補助金交付要項 (昭和37年茨城県告示第656号)
- (3) 土地改良区再建整備対策補助金交付規程 (昭和37年茨城県告示第725号)
- (4) 土地改良区事務統合運営協議会補助金交付規程 (昭和37年茨城県告示第657号)
- (5) 土地改良区事務統合促進要項 (昭和37年茨城県告示第658号)
- (6) 茨城県土地改良区合併施設整備事業費補助金交付要項 (昭和41年茨城県告示第284号)
- (7) 茨城県国補干害応急対策事業助成要綱 (昭和36年茨城県告示第1231号)
- (8) 昭和41年発生湛水排除事業費補助金交付要項 (昭和42年茨城県告示第271号)
- (9) 昭和44年度茨城県用水障害応急対策事業補助金交付要項 (昭和45年茨城県告示第95号)

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1254号

昭和53年5月19日付で桂土地改良区から申請のあつた亀田地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和53年10月18日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1255号

昭和53年4月26日付で那珂港市長薄井三郎から認可申請のあつた新堤地区土地改良事業を昭和53年10月18日付で土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1256号

昭和53年7月17日付で岩瀬町長中田清一から認可申請のあつた大月地区土地改良事業を昭和53年10月18日付で土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1257号

岩井市大口1850番地服部友治ほか68名から昭和53年9月20日付で認可申請のあつた香取前地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

香取前地区土地改良事業共同施行規約の写し

香取前地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年11月2日から昭和53年11月21日まで

3 縦覧の場所 岩井市役所

茨城県告示第1258号

岩間土地改良区が行おうとする吉沼地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

岩間土地改良区定款の写し

吉沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年11月2日から昭和53年11月21日まで

3 縦覧の場所 岩間町役場

茨城県告示第1259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 土浦境線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字向石下 字西館下1126番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 11.80	メートル 138.00	
		最小 7.00		
" " " 字谷中1161番地先まで	新	最大 11.80	138.00	
		最小 9.60		
		最大 10.60	145.00	橋梁架換のための迂 回路設置
		最小 6.00		

茨城県告示第1260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字小手指 字下宿476-1番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.20	メートル 56.00	
		最小 5.00		
" " " " 469-1番地まで	新	最大 7.20	56.00	
		最小 5.00		
		最大 11.00	57.50	下宿橋改築に伴う迂 回路
		最小 6.00		

茨城県告示第1261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字柏崎 字秀田156—3番地から	旧	メートル 最大 12.20	メートル 140.00	
		最小 6.00		
" " " 字日月前414—3番地まで	新	最大 16.00 最小 6.70	140.00	流入河川築堤護岸工事
		最大 10.70 最小 6.00	185.00	迂回路設置

茨城県告示第1262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間
結城郡石下町大字向石下字西館下1126番地先から
" " " 字谷中1161番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年10月26日

茨城県告示第1263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間
猿島郡五霞村大字小手指字下宿476—1番地から
" " " " 469—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年10月26日

茨城県告示第1264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦大洋線
- 2 供用開始の区間
新治郡出島村大字柏崎字秀田156-3番地から
" " " " 字日月前414-3番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年10月26日

茨城県告示第1265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和53年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 土浦大洋線	新治郡出島村大字柏崎字日月前407番地先内	昭和53年10月26日
	新治郡出島村大字柏崎字日月前408-1番地先から " " " " 409-1番地先まで	昭和53年10月26日

茨城県告示第1266号

都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、水戸・勝田都市計画中根土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地区画整理事業の名称
水戸・勝田都市計画中根土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 勝田市
- 3 施行地区
勝田市大字中根字笹野, 字枯松戸, 字小砂, 字宿之内, 字長堀, 字西谷, 字川原田の各一部
- 4 事務所の所在地
勝田市大字東石川1370番地
- 5 事業計画の認可の年月日
昭和39年4月28日
- 6 変更の主な内容
設計の変更
- 7 事業計画の変更認可の年月日
昭和53年10月26日

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第42号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定を行ったので公示する。

昭和53年10月26日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
1055	水戸ま 498	ホンダ 53年	警察責務遂行用	茨城県
1056	〃 499	〃	〃	〃
1057	〃 500	〃	〃	〃
1058	〃 502	〃	〃	〃
1059	〃 503	〃	〃	〃
1060	〃 504	〃	〃	〃
1061	水戸88す 162	ニッサン 53年	〃	〃
1062	土浦88せ 140	ダットサン 51年	公共応急作業用(電気)	東京電力株式会社

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 日本道路公団
- 2 事業の種類 高速自動車国道東関東自動車道市川潮来線建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
行方郡潮来町大字潮来字十四番，字十番及び字沖の洲地内
" " 大字日の出字一丁目地内
" " 大字大州字大州地内
" " 大字延方字延方前及び字福島地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年10月26日から昭和54年10月25日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 霞ヶ浦湖北流域下水道石岡幹線工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
石岡市大字三村字水内及び字水内谷津地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年11月1日から昭和53年12月25日まで

●都市計画の図書の縦覧

岩井境都市計画下水道（岩井公共下水道）の決定に伴い岩井市長から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

水戸・勝田都市計画道路(3.5.95上野館野脇線外5路線)の変更に伴い勝田市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

竜ヶ崎牛久都市計画土地区画整理促進区域(佐貫駅東土地区画整理事業)の決定に伴い竜ヶ崎市長から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久町大字柏田字中柏田709番の2, 713番の2, 714番の一部
" " 字寺ノ下1833番の1, 1835番の3
- 2 事業主の住所及び氏名
牛久町大字柏田1527
牛久町中央農業協同組合
組合長理事 本橋正二

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和53年10月26日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聴聞期日 昭和53年10月31日 午後1時
- 2 聴聞場所 稲敷郡茎崎村大字高崎2303-615
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
飲食店をカフェーへの用途変更

4	申請者住所氏名	稲敷郡基崎村大字高崎2303	沼川 茂			
5	建築物構造規模	鉄骨造3階建 用途変更	申請延面積 95.79㎡ 既存 116.75㎡			
6	敷地面積	194.08㎡				
7	建築物の位置	稲敷郡基崎村大字高崎2303-615				
~~~~~						
1	聴聞期日	昭和53年10月30日	午後1時30分			
2	聴聞場所	北相馬郡藤代町大字宮和田字遠坪130-1				
3	聴聞事項	住居地域内において次の建築物の許可に関すること。 旅館から料理店への用途変更				
4	申請者住所氏名	北相馬郡藤代町大字新川1321-302	岡本弘子			
5	建築物構造規模	木造2階建 用途変更	申請延面積 166.12㎡ 既存 106.61㎡			
6	敷地面積	564.61㎡				
7	建築物の位置	北相馬郡藤代町大字宮和田字遠坪130-1				
~~~~~						
1	聴聞期日	昭和53年11月1日	午前11時			
2	聴聞場所	北茨城市平潟町山の田1333-8				
3	聴聞事項	第1種住居専用地域内において次の建築物に関すること。 旅館の増築				
4	申請者住所氏名	北茨城市平潟町山の田1333-8	鈴木 勇			
5	建築物構造規模	木造2階建 増築	申請延面積 40.42㎡ 既存 339.16㎡			
6	敷地面積	553.51㎡				
7	建築物の位置	北茨城市平潟町山の田1333-8				
~~~~~						
<b>●道路位置の指定</b>						
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。						
昭和53年10月26日						
茨城県知事 竹内 藤 男						
指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
下土木指令 第655号	53.10.13	赤萩 春子	結城市大字結城 9626	結城市大字結城字公達 9729番3, 9765番11	6.00	9.45
~~~~~						

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所